相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市南区山田六一七番地、最後の住所岡山市南区大福六三七番地一四

被相続人　亡　河内　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月一日

事務所岡山市北区弓之町八番一七号種田和英法律事務所

相続財産管理人　弁護士　種田　和英

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都国分寺市日吉町二丁目二八番地九、最後の住所東京都府中市白糸台一丁目一五番地の四ＳＨＩＲＡＩＴＯＭＳ－一－一〇八

被相続人　亡　長谷川孝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月一日

福岡県福岡市中央区舞鶴一丁目二番一二一－七〇三号

相続財産管理人　弁護士　梅田　尚彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県小城市三日月町長神田九八八番地、最後の住所東京都大田区下丸子二丁目一三番五－一二一〇号

被相続人　亡　原田　喜弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月一日

佐賀県佐賀市水ヶ江六丁目七番五号

相続財産管理人　司法書士　力武　秀幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県西海市大瀬戸町瀬戸東濱郷八八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　田中　ミキ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月一日

長崎県西海市西彼町大串郷三〇五番地

相続財産管理人　木下　七郎

無縁墳墓等改葬公告

当寺院墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成二十三年七月一日

一、墳墓等所在地　福岡市中央区今三丁目三番三四号

一、墳墓等の名称　慈眼寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　福岡市中央区今三丁目三番三四号　宗教法人慈眼寺　代表役員石川　俊英

任意清算公告

当社は、平成二十三年四月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年七月一日

静岡県伊東市松川町五番二七号

合資会社青木魚店

代表社員　青木　歳知

任意清算公告

当社は、平成二十三年六月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年七月一日

愛知県安城市御幸本町一一番三一号

合名会社大和屋

社員　太田　昭夫

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成23年７月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

C　①みんなの観光　②第３種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第３－335号　④みんなの観光　仙台市青葉区１番町１丁目８の10　京成壱番町ビル911号　代表　澤邉伊四男　⑤本社営業所　仙台市青葉区１番町１丁目８の10　京成壱番町ビル911号　⑥平成22年10月１日　⑨平成23年５月30日　⑩300万円　⑪宮城県知事　⑫仙台市青葉区１番町１丁目８の10　京成壱番町ビル911号　みんなの観光　代表　澤邉伊四男

B　①有限会社アイワ観光　②第３種旅行業　③石川県知事登録旅行業第３－149号　④有限会社アイワ観光　石川県加賀市山中温泉本町一丁目ヤ23番地　代表取締役　江野吉彦　⑤本社営業所　石川県加賀市山中温泉本町一丁目ヤ23番地　⑥平成４年８月17日　⑧平成23年６月８日　⑩300万円　⑪石川県知事　⑫石川県加賀市山中温泉本町一丁目ヤ23番地　有限会社アイワ観光　代表取締役　江野吉彦

B　①あさがおトラベル　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2400号　④木村真吾　大阪市住吉区南住吉１丁目５番25号　⑤本社営業所　大阪市住吉区南住吉１丁目５番25号　⑥平成19年１月22日　⑧平成23年４月15日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市住吉区南住吉１丁目５番25号　木村真吾